

ご意見の要旨

■具体的な取組項目に関するご意見等

ご意見の要旨	本市の考え方
新・市政改革プラン全般	
・福祉、医療、防災の施策が欠落している。具体的な施策の充実を求める。	・大阪市はバブル崩壊後の長期にわたる景気低迷期の中で、税収の落ち込みや市債残高の増加など、危機的な財政状況に陥っていました。このような状況を踏まえ、平成 18 年以降、市政改革に着手し、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営に取り組み、歳出の削減や歳入の確保、市債残高の削減、職員数の削減など一定の成果を上げ、財政健全化が進みました。
・基本方針と記載されながら、大阪市の将来像が描かれていない。	・本市におきましては、2040 年問題といわれる生産年齢人口の絶対的不足に伴い、新たな行政課題が発生することが想定されています。
・2006 年以降の大阪市の行財政改革は、財政危機を煽りながら福祉・住民サービスに大鉈をふるい、「二重行政解消」の掛け声のもと病院・学校・地下鉄など市民の貴重な財産を統合、民営化するものだった。「新・市政改革プラン」(素案)は、この間の「改革」を称賛し、「デジタル化」「区役所業務の集約化」を口実にさらなる福祉・サービスの削減を狙うものである。到底認められない。	・具体的には、今後の高齢社会の進展による社会保障費等の義務的経費の増、多様化・複雑化する地域福祉課題への対応の必要性、子育て・教育環境の充実に向けた施策実施の必要性、公共施設の老朽化に対応する改修・修繕等に係る経費の増、自然災害や感染症など多発する危機事象への備えの必要性、地域コミュニティの組織基盤強化の必要性などが見込まれています。
・素案は、高齢者の増加や 2040 年問題への対応について、具体性がない。身寄りのない一人住まいが増えており、災害時の緊急対応、入院や施設入所時の保証人確保が必要ではないか。また、高齢者の社会参加促進、外国人労働者の雇用促進、人権意識向上や多文化・異文化共生への社会意識の醸成が必要ではないか。	・こうしたことから、「新・市政改革プラン」(素案)では、6つの取組方針(①DXの推進、②官民連携の推進、③業務改革の推進、④働き方改革、⑤ニア・イズ・ベターの徹底、⑥持続可能な行財政基盤の構築)を定め、「未来へつなぐ市政改革」として、これらの取組を進め、誰もが安心していつまでも住み続けたいと思う「にぎやかで活気あふれるまち大阪」の実現をめざし、市政改革を推進してまいります。
・万博・カジノを中心とした大型公共事業に多額の予算をつかっているが、そのことの記載がない。市民の日常生活の課題解決に向けた取組が必要ではないか。 ・全体的に財政効率化に重点を置いており、地方自治の本旨に逆行する。市政改革ではなく市政解体だと感じる。	
・市民サービスを無視した市役所民営化の改革に見える。	
・これまでの改革により市民サービスは悪化している実情を踏まえ新・市政改革プランを作成すべき。改革により生み出されてきた財調基金はカジノや万博の費用に捻出されることが予想される。この問題に対する解決策の記述を望む。	
・新・市政改革プランにおいて「少子化・人口減少に歯止めをかける」ことが基本方針や取組項目に盛り込まれなかったことについての説明を要望する。	

ご意見の要旨	本市の考え方
・ PPPやPFIなど、横文字やカタカナなどを多く使用している。パブコメにおいて、理解を求めるなら、わかりやすい文章で提案すべき。 ・ 40もの用語解説の多くがカタカナ英語やアルファベット略語等で読みづらい文書であり、高齢者にもわかるような文書にすべき。 ・ 全ページで用語解説を読みながら理解を進めるのは苦痛であり、意見を聞くという姿勢を感じない。	・ PPPやPFIなど、詳しい解説が必要と思われる用語につきましても、「新・市政改革プラン」(素案)の51ページに、「用語解説」として掲載しており、できるだけ分かりやすい表現に努めています。

基本方針

3 これからの市政改革

(2) 具体的な取組の方向性 ～6つの取組方針～ ①DXの推進

・ 「大阪市DX戦略」では、産学官が連携して、相互にデータを活用すると記載されているが、住民の個人情報が守られるのか。 ・ 「大阪市DX戦略」では産学官が連携して、相互にデータを活用となっているが、官が集積した個人データを民間が儲けに活用することにつながる。個人情報保護が守られるのか、市民サービスの低下がないのか疑問。	・ 国においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、「デジタル化による成長戦略」として、少子高齢化や地域の人口減少、災害等の有事への備えなどの課題に対して、デジタル化により蓄積されたデータを官民でフル活用した新しい付加価値・サービスの創出等により、社会全体の生産性を向上させていくことが必要であるとしています。 ・ また、「個人情報の保護に関する法律」により、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定めております。 ・ 本市におきましても、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」により、国の法律の施行に関して必要な事項を定めるとともに、個人情報の適正な取扱いを定めており、個人情報を含むデータを活用する場合には、当該条例を遵守し適切に対応していきます。
・ 「大阪市DX戦略」では産学官が連携、相互にデータを活用となっているが、公的な部署が集積した個人データを民間とリンクし、収益目的に活用することに反対。 ・ 個人情報が守られるのか、市民サービスの低下が不安。 ・ 個人情報保護についてどう考えているのか。 ・ 政府や巨大企業へ個人情報が集積することは危険すぎる。	・ 国においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現をめざし、誰もが日常的にデジタル化の恩恵を享受できる取組を行うこととしています。 ・ 本市でも「大阪市DX戦略」におきまして「誰一人取り残されない」デジタル化をめざし、デジタル機器の活用が難しい人や日本語に不安を覚える人、障がいのある人等も含めた誰もがデジタル技術の恩恵を享受できるよう取り組んでおり、対面の窓口は残しつつ、さらなる行政サービスの向上をめざし、デジタル技術の活用を進めていきます。
・ DX化で高齢者や社会的弱者がサービスを受けられないことにならないのか。 ・ DXで高齢者をはじめ、弱者の住民サービスが排除される危険がある。 ・ 「大阪市DX戦略」に反対する。高齢者が取り残される。 ・ 「大阪市DX戦略」に反対する。パソコン等を使えない人もいる。 ・ 「大阪市DX戦略」に反対する。スマートフォンもパソコンも持っていない人々が取り残される。 ・ DX推進についていくことができない。 ・ 高齢者や社会的弱者はDXについていくことができず、住民サービスから排除される危険がある。もっと分かりやすく丁寧に説明の機会をつくってほしい。 ・ デジタル化やネットワーク化の推進は、情報弱者である高齢者をはじめ、すべての災害弱者に手を差し伸べられないのではないか。	

ご意見の要旨	本市の考え方
・ 高齢者のうちスマートフォンを利用できない方など、市民を置き去りにする施策をやめてほしい。 ・ 「DXの推進」について、紙での申請、窓口での説明など、現在の親かなやり方を維持してほしい。 ・ DXは高齢者や障がい者が住民サービスから外される危険がある。 ・ 国が進めるマイナンバーの推進に乗じるのではなく、情報弱者と呼ばれる高齢者、障がい者の方々の目線にたったシステム構築を要望する。国のシステムとの結合は、複線化を安全面から考慮いただきたい。 ・ DXを行政に取り入れることは、限定的にしないと、多数の市民を取り残すことになる。高齢期の市民は視力が衰え、新しいことへの対応にも難しくなっておりサポートが必要であり、職員の増員が求められる。 ・ DXにより高齢者などが住民サービスから排除される危険がある。地方自治体は、住民と直接面談によるサービスが基本で、DXを進める目的を明確にしてほしい。 ・ 高齢者など社会的弱者が取り残されるのではないかな。	
・ 自治体システム標準化への移行について、大阪市の考え方を示してほしい。すべての業務を標準化するのか。標準化することで大阪市独自の市民サービスはどのようなになるのか。 ・ 「自治体システム標準化」について。政府は自治体に対し2026年度までに年金、生活保護、子育て支援など20業務ものシステムを標準化し、令和26年度以降は政府クラウドを利用するよう求めているが、国の基準を上回る自治体の独自施策はコスト増となるため住民サービスの縮小が懸念される。デジタル化に反対し、市独自のサービスを維持・拡充すること。	・ 国においては、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的として「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、すべての自治体が住民基本台帳事務などの主要20業務を国が定める基準に適合した情報システムに移行することを求めています。 ・ 本市におきましては国が定める20業務のシステム標準化を円滑に実施するとともに、標準化の対象とならない業務も含めて、住民サービスの低下をきたさないよう適切に対応していきます。
・ 「大阪市DX戦略」に反対。これ以上、区役所、市役所の人員を減らしては、職員が災害時はおろか、通常時も対応できなくなるのではないかな。	・ 我が国では、2040年問題と言われる生産年齢人口の減少に伴う労働力の不足が想定されており、本市も例外ではありません。また、将来起こりうるリスクや社会課題にも備えられる自治体組織への転換が求められており、これらの対応に向けてもDXを推進していく必要があると考えております。業務の省力化・効率化を含めたDXを推進することで労働生産性を向上させ、労働力不足にも対応していくとともに、職員が市民相談等、職員だからこそその業務に従事できる姿をめざします。
・ 大阪市DX戦略を具体的に説明してほしい。 ・ 「大阪市DX戦略」が分かりにくい。 ・ 「DXの推進」のデメリットが示されていない。市民にとって分かりやすいよう説明してほしい。 ・ DX化の具体的な取組を示してほしい。	・ 本市におけるDXは、データやデジタル技術の活用を前提に、サービスの利用者の目線で、大阪市のまちや地域のあり方、サービスや行政のあり方を再デザインし、社会環境の変化にも的確に対応していくことにより、大阪市内で生活、経済活動を行う多様な人々がそれぞれの幸せ（Well-being）を実感できる都市へと成長・発展させることとし、大阪市のあらゆる行政分野・施策を対象として取り組んで

ご意見の要旨	本市の考え方
	いきます。 ・ D Xの推進に向けた具体的な取組については、別途、「大阪市D X戦略アクションプラン」を策定しております。
・ 総務省の「自治体D X推進計画 2, 3 版」(2024・2・5)においては、自治体の最高情報統括責任者 (CIO)を補佐する CIO 補佐官等に「外部人材の活用を積極的に検討する」としている。自治体においてはデジタル人材が不足しており、外部から人材を任用している市区町村は、多くある。外部から任用された CIO 補佐官等は、任期付き職員・特別職非常勤職員として位置付けられ、「民間企業と雇用関係を継続する」、「民間企業を考慮した給与を設定する」、ことが可能とされている。特に特別職非常勤職員については、守秘義務、職務専念義務等地方公務員法の適用を受けず、営利企業との兼業についても法的制限が無い。自治体D Xの推進は、地方公務員のあり方を根底から揺るがし、また自治体住民の個人情報保護という点においても漏洩の大きなリスクをもたらすのではないかな。	・ 現在、本市においては、外部人材がC I Oのマネジメントを専門的知見から補佐するC I O補佐官等に相当する職は設置しておりません。
・ 7 ページのD Xの推進について、市民 QOL (生活の質)の向上と都市力向上ではなく、「都市格の向上」とすべき。	・ 「Re Design おおさか〜大阪市D X戦略〜」につきましては、令和5年2月1日(水)から令和5年2月28日(火)までパブリックコメントを実施し、市民等の皆様からご意見をいただいたうえで策定してきております。いただいたご意見については、今後のD X戦略の改定時等の参考とさせていただきます。
(2) 具体的な取組の方向性 ～6つの取組方針～ ②官民連携の推進	
・ 「②官民連携の推進」に記載の「公共サービスの提供を全て行政機関が担っていくことは困難」「民間にできることは民間に委ね」という記載について、地方自治法第一条二項には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとする。」とあるが、この精神に反する公共の放棄にあたるのではないかな。官民連携ではなく、公共サービスの産業化・営利化ではないかな。	・ 行政を取り巻くさまざまな環境変化の中においても、必要な公共サービスを持続的に提供していくためには、公共サービスの提供手法について不断の見直しが必要と認識しております。 ・ 公共サービスの提供方法については、法令の規定により行政が直接実施すべき業務か等公的関与のあり方含め、総合的に検討したうえで、最適な手法を選択し、事業コストの削減とともに、市民サービスの維持向上を図ってまいります。
・ 市民や住民は昼夜を問わず病院、学校、施設の利用など多岐にわたり公共サービスを受けている。「民で出来ることは民」との考えが示されているが、「公だから出来ること」「公にしか出来ないこと」があると思う。委託ではなく、私たち市民、住民がこれまで同様に「質の高い公共サービス」が受けられるよう、適材適所に職員を配置することが重要ではないかな。	
・ この間大阪でも「全国一支給の遅い大阪府・市の時短協力金」「ワクチン業務での中抜き」「給食サービス突如停止」「学童職員の雇止め」など民間委託による問題が続出している。安易な民間委託は住民の命、暮らしを脅かす。一度立ち止まり、検証すべき。 ・ 区役所窓口は派遣や非正規職員が激増している。住民と直接接する窓口は、専門性継承や他部局との連携が重要であ	・ 本市の市政改革については、P D C Aサイクルを回しながら取り組んできたところであり、官民連携につきましても、引き続き行政としての果たすべき責任を念頭に置き、公共サービスの安定的かつ継続的な提供とその向上を図るとともに、事業の効率化などそのメリットを最大限に発揮できるよう検証を行いながら取組を進めてまいります。 ・ 公共サービスの提供方法については、法令の規定により行

ご意見の要旨	本市の考え方
る。民間委託ではなく、市の正規職員を増やすこと。 ・「民間にできることは民間に委ねる」というのは、疑問である。自治体の本旨は住民福祉の増進であり（憲法第25条・地方自治法第1条）、自治体の行うサービスは基本的に「市場原理が機能しない部分」しかないはずである。民間に任せる場合でも、市場原理を優先しないよう状況を把握し、管理・指導する必要がある、それこそが大阪市の責任である。	政が直接実施すべき業務か等公的関与のあり方含め、総合的に検討したうえで、最適な手法を選択し、事業コストの削減とともに、市民サービスの維持向上を図ってまいります。 ・また、民間活用を行った業務については、モニタリングを実施し、民間活用によって当初設定したような効果が実際に生み出されているのかどうかについて、業務報告等に基づき、適宜検証・評価をし、必要に応じて執行方法等の見直しを行うこととしております。
・「官民連携」は、公共で行ってきた業務（例えば公立幼稚園・保育所やごみ収集業務等）を民間に売り渡すということで、公共機関で行っている業務等は、住民福祉に大きく貢献している分野である。そのような所に公共機関が関与するのは、住民から税金を頂いている公共機関にとっては、守るべき必須の分野ではないか。	・公共サービスの提供方法については、法令の規定により行政が直接実施すべき業務か等公的関与のあり方含め、総合的に検討したうえで、最適な手法を選択することとなりますが、民間が担うことにより、コスト削減やサービス向上が期待できるものは、民間活用手法も有効な手法の一つとして、検討してまいります。
・「②官民連携の推進」では、公共サービスの全てを行政機関が担うことは困難とし、コスト削減やサービス向上が期待できるものは民間活力の活用を推進するとしている。しかし、公が果たす役割として最重視すべきは、市民サービスを確実に提供できるという点である。民間活用は市民サービスの拡充と逆行しているのだから、公共サービスの低下にはつながらないようにするという点も記述すべき。	
・幼稚園・保育所・ごみ収集・市場については具体化されているが、それ以外の業務については抽象的である。また、具体取組も、公的責任を放棄する民営化ありきで、市民の意向に配慮する態度が欠落している。	
・イベントなどの企画や情報発信などは民間企業のノウハウを活用すべきであるが、ごみの収集などは民間に委ねられ、コスト削減が追求されサービスが低下している。災害発生時に民間事業者が動いてくれるのが不安であるため、市民に身近な行政事業は市の職員で行うべき。	
・民間活用が進むことに疑問を感じる。全て民間活用が悪いとは思わないが、公的財産が民間の財産になり民間の利益が優先されるのではないか。福祉、教育、医療は本来利益を優先して行われるべきではない。	・行政を取り巻くさまざまな環境変化の中においても、必要な公共サービスを持続的に提供していくためには、公共サービスの提供手法について不断の見直しが必要と認識しております。 ・公共サービスの提供方法のうち、民間が担うことにより、コスト削減やサービス向上が期待できるものは、民間活用手法も有効な手法の一つとして、検討してまいります。

ご意見の要旨	本市の考え方
(2) 具体的な取組の方向性 ～6つの取組方針～ ・ 「④働き方改革」について、市民サービスの低下を招くことなく、将来にわたって育児休業やテレワークなどの制度を構築・維持するためには、それを支えるための新たなマンパワーが必要になることは明らかであり、その観点を含めた記述とすべき	④働き方改革 ・ 令和5年3月に策定した「働き方改革実施方針」に基づき、様々な事態に柔軟に対応できる体制の整備についても検討のうえ、質の高い行政サービスの提供につながるよう取り組んでまいります。
(2) 具体的な取組の方向性 ～6つの取組方針～ ・ 「ニア・イズ・ベターの徹底」の具体取組として「窓口サービスの向上に取り組む」「BPRの推進(集約化、民間委託・業務の標準化)」と記載されているが、区役所の窓口関連業務の集約化・委託化は賛同しかねる。受託事業者のスキルが低く、窓口での待ち時間も格段に増え、サービスが低下していると感じる。住民サービスを置き去りにするような業務効率化には賛成できない。	⑤ニア・イズ・ベターの徹底 ・ 将来的な労働力不足が見込まれている中（いわゆる「2040年問題」）、本市を取り巻く社会環境の変化に柔軟に対応していくため、限られた行政資源を最大限に活用し、効率的・効率的に行政運営を行い、市民サービスの向上を図ることが求められています。 ・ 区役所はニア・イズ・ベターの区政運営を実践する拠点であり、更なる市民サービスの向上・持続可能なサービス提供に向けて、新たなマンパワーを創出し、新たなニーズに対応できる体制を構築するため、区役所業務の集約化等の取組を進めることが必要です。 ・ また、区役所の住民情報窓口業務については、平成25年2月より民間活用を行っており、民間事業者が有するノウハウの活用を最大限に引き出すことで、区民サービスの向上と効率的な業務運営の実現を図るものとして評価しております。今後も民間委託の強みを活用しながら、市民の皆様が不便を感じることなく、安心して手続きできる窓口として事業を持続可能なものとしていくよう、継続して検証を行い、市民サービスの向上と窓口業務運営の安定性の確保に努めてまいります。
・ 『「区政がめざす姿」では、これまでの市政改革の基本的な理念である『ニア・イズ・ベターの徹底』の具現化をさらに進めるとともに、DXを徹底して進めることで・・・』とあるが、大阪市に関わらず行政機関内ではDXをうまくできないことは明らかであり、先進的な民間企業から、どこを効率化できるのか教えもらう方が、早くて確実である。	・ 本市では、産学公民がデジタルで進める課題の解決を図る取組の一環として、多様化する市民ニーズや社会課題に対して、デジタル技術を活用したアイデアやノウハウを広く提案募集を行うなど、企業及び研究機関等との連携等を推進しております。
・ 地活協は「地域の総意を代表する組織」として住民に認知されているのか。方針決定に住民参加がどの程度必要か、改善の場合どのように行うのか。	・ 地域活動協議会は、概ね小学校区を単位とし、地域のまちづくりに関するいろいろな市民活動団体が広く参画し、話し合い、協力しながら様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいます。この取り組みを多くの方に知っていただけるよう、地域活動協議会や区役所において、ホームページ等各種広報媒体で周知を行っているところです。また、地域活動協議会の運営については、各地域活動協議会がそれぞれ定めた規約に基づき行われています。

ご意見の要旨	本市の考え方
(2) 具体的な取組の方向性 ～6つの取組方針～	
・ 持続可能な行財政基盤の構築に何より必要なのは、夢洲開発など大規模事業の見直しではないか。大規模事業等のリスク管理、施策・事業等の点検・精査が項目としてあげられているが、それらを有効に機能させることが求められる。	⑥持続可能な行財政基盤の構築 ・ 「持続可能な行財政基盤の構築」については、6つの取組項目を定め、急激な社会環境の変化にも対応できるよう、市政改革を進めていくこととしています。 ・ 「大規模事業等のリスク管理」については、リスク管理に関する知見を重ね、大阪市リスク管理ガイドライン等の見直しに活用するなど更なるリスク管理の精度向上を図り、事業所管所属による組織的・自律的なリスク管理を継続実施してまいります。 ・ また、「施策・事業の点検・精査」については、効果的・効率的に実施するよう留意しながら、施策・事業自体の必要性、事業内容の有効性などの検証を行い、進めてまいります。
・ 大阪市は、今後10年間は赤字が続くと報じられている。深刻な財政悪化の現状を鑑みると、市長の意向や専決政策に対して、実施計画を立てる時に十分な検討が行われたとは考えにくい。現況の深刻な財政悪化の要因を検証し、「持続可能な行財政基盤の構築」の中に財政悪化を招くリスクの回避として、「市長の専決政策の財政面における十分な検討」を加えるべき。	・ 本市財政は、市政改革の取組成果や、税収の堅調な推移もあり、財政健全化が進んでいます。「今後の財政収支概算（粗い試算）【令和6年2月版】」では、高齢化の進展や障がい福祉サービス利用者の増加等に伴う扶助費の増などにより、試算期間を通じて収支不足が生じることが見込まれています。 ・ さらに、税収、金利・物価動向などの不確定要素が収支に大きな影響を与える可能性があり、このような状況においても、将来にわたり豊かな大阪を実現するためには、たゆみなく市政改革に取り組んでいく必要があります。 ・ 具体的には、これまで実施してきた施策・事業に対し施策・事業自体の必要性、事業内容の有効性等の観点から「施策・事業の点検・精査」を行うなど、「持続可能な行財政基盤の構築」として、6つの取組項目を定め、急激な社会環境の変化にも対応できるよう、市政改革を進めてまいります。
(3) 取組方針の進め方	
・ 取組方針のうち、「DXの推進」「働き方改革」「ニア・イズ・ベターの徹底」は昨年に策定された戦略等に基づき、当該関係所属が取組を進めるとして、DX推進などは2024年度予算で具体化が図られている。6つの取組方針が市政改革プランで、その取扱いに統一がとれていないのではないか。 ・ 「官民連携の推進」「業務改革の推進」「持続可能な行財政基盤の構築」については、市政改革プランにおいて、市政改革室の進捗管理のもと改革の取組を進めるとして、19の取組項目が列挙されている。なぜ、この取組項目なのか。	・ 「DXの推進」「働き方改革」「ニア・イズ・ベターの徹底」については、効果的かつきめ細やかな改革をスピード感をもって進めるため、別途定めた戦略等に基づき、当該関係所属等で取組を進めることとしています。 ・ また、局横断的なプロジェクトチームである「大阪市改革プロジェクトチーム」を活用し、「官民連携の推進」「業務改革の推進」「持続可能な行財政基盤の構築」も含め、6つの取組方針について、進捗状況を可視化させながら、全市的な観点から組織横断的に市政改革を推進していくこととしています。 ・ 取組項目については、「新・市政改革プラン」（素案）の基本方針に基づき、現在の市政改革計画である「市政改革プラン3.1」【市政改革プラン3.0の中間見直し版】の進捗状況や、取組項目の関係所属と調整を行い、「大阪市改革プロジェクトチーム」において検討を重ね、決定いたしました。

ご意見の要旨	本市の考え方
・ 取組項目について、なぜ、この 19 取組項目なのか。	・ 取組項目については、「新・市政改革プラン」(素案)の基本方針に基づき、現在の市政改革計画である「市政改革プラン 3.1」【市政改革プラン 3.0 の中間見直し版】の進捗状況や、取組項目の関係所属と調整を行い、「大阪市改革プロジェクトチーム」において検討を重ね、決定いたしました。
取組項目	
取組方針 1 官民連携の推進	
1 民間活力の活用促進	
・ 「大阪市立小・中学校空調設備整備事業」への PFI 方式での取組について、既に大阪府立高校の空調設備事業で導入されているが、大企業のグループが受注し、地域経済が潤っていないと感じる。地域経済が潤うよう、地域の事業者が発注してほしい。大企業ばかりが利益を得る P P P / P F I 方式の導入は反対である。	・ PFI 手法は効率的で質の高い公共サービスの提供を目的とし、公共施設等の整備・運営におけるサービス水準の維持・向上と事業の効率化を図る上で有効な手法の一つです。
・ 大阪市立小・中学校空調設備事業を P F I 手法を導入して取り組むこととなっている。これはすでに府立高校で導入され大企業が受注している。大企業の利益優先の P F I ではなく、地域の小売店等が仕事を受注してこそ、大阪市の税収が伸び、地域経済が潤う。P F I 手法導入は反対である。	・ PFI 事業の実施にあたっては、「大阪市中企業振興基本条例」の趣旨等を踏まえ、地域活性化の推進に配慮し進めてまいります。
・ 小学校の体育館へのエアコン設置について、P F I 手法だと大型発注となり、地域の事業者の受注機会を奪っているのではないかと。地域の事業者が動いてこそ、税収が伸び、地域経済が潤うのではないかと。P F I 手法は反対。	
・ 大阪府が 2 0 2 4 年度から小・中学校へのクーラー設置に踏み出すことは評価できるが、整備事業を PFI で実施し民間企業に公共施設の維持管理、運営を任せることは問題である。PFI は、企業の利益追求や行政との癒着、徹底など様々なリスクが指摘されている。市域の中小業者へ分離分割発注すべき。	
・ なんでも民間というのは反対。地下鉄においては民営化後、運賃が値上がりしている。区役所や区民センターの窓口など、なぜ派遣会社に任ずるのか。常に必要な業務は市が直接実施すべき。	・ 行政を取り巻くさまざまな環境変化の中においても、必要な公共サービスを持続的に提供していくためには、公共サービスの提供手法について不断の見直しが必要と認識しております。
・ 官民連携について、必要な行政の仕事まで民営化するのは反対だ。	・ 公共サービスの提供方法については、法令の規定により行政が直接実施すべき業務か等公的関与のあり方を含め、総合的に検討したうえで、最適な手法を選択し、事業コストの削減とともに、市民サービスの維持向上を図ってまいります。
・ 「官民連携の推進」に反対。幼稚園、保育園、ごみ収集業務など、市民の生活に密接に関わるものを市場原理に乗せるべきではない。障がい児教育や保育について全く考えられていない点が大問題。また、ごみ収集業務についても、民間に移譲するとなると、高いレベルでの有料化の懸念が出てくる。こうなると、地域で問題化しているゴミ屋敷を更に冗長することにもなりかねないばかりか、地域住民の他自治体への流出につながりかねない。公でやるべきことまで民に委ねることは、大阪市の衰退を招くため反対。	
・ 何でも民間委託するのはやめてほしい。	

ご意見の要旨	本市の考え方
・ 民間企業では利益になることしかないため、何でも民間へ任せることは反対である。	・ 行政を取り巻くさまざまな環境変化の中においても、必要な公共サービスを持続的に提供していくためには、公共サービスの提供手法について不断の見直しが必要と認識しております。 ・ 公共サービスの提供方法のうち、民間が担うことにより、コスト削減やサービス向上が期待できるものは、民間活用手法も有効な手法の一つとして、検討してまいります。
・ 官民連携と言いながら、その実態は民間活力導入、民営化の推進である。幼稚園・保育所・ごみ収集など、さらなる民営化を求めているが、その前に民営化を点検・評価して、課題を明らかにする必要があるのではないか。	・ 公共サービスの提供方法については、法令の規定により行政が直接実施すべき業務か等公的関与のあり方含め、総合的に検討したうえで、最適な手法を選択し、事業コストの削減とともに、市民サービスの維持向上を図ってまいります。 ・ また、本市の市政改革については、PDCAサイクルを回しながら取り組んできたところであり、官民連携につきましても、引き続き行政としての果たすべき責任を念頭に置き、公共サービスの安定的かつ継続的な提供とその向上を図るとともに、事業の効率化などそのメリットを最大限に発揮できるよう検証を行いながら取組を進めてまいります。
・ 「PPP／PFI」等の記載について、誰にでも分かる用語を使用してほしい。 ・ これまで多くの市民の財産を民間へ売ってしまった。続けることは反対。	・ 「PPP／PFI」など、詳しい解説が必要と思われる用語につきましては、「新・市政改革プラン」（素案）の51ページに、「用語解説」として掲載しており、できるだけ分かりやすい表現に努めています。 ・ 行政を取り巻くさまざまな環境変化の中においても、必要な公共サービスを持続的に提供していくためには、公共サービスの提供手法について不断の見直しが必要と認識しております。 ・ 公共サービスの提供方法については、法令の規定により行政が直接実施すべき業務か等公的関与のあり方含め、総合的に検討したうえで、最適な手法を選択し、事業コストの削減とともに、市民サービスの維持向上を図ってまいります。
・ 取組方針1-1「民間活力の活用促進」に記載の「区役所の住民情報窓口業務」「民間委託を進めてきた業務における成果等の検証・分析などを踏まえて検討する」という記載について、しっかりと検証してほしい。区役所住民情報窓口における委託費は増加傾向にあることから、直営の方が安く、消費税を支払う必要も無くなるのではないか。さらに、職員のスキル低下含め、検証・分析を踏まえて直営に戻すことも検討してほしい。 ・ 幼稚園・保育所・ごみ収集の民営化を進める前に今までが行ってきた民営化（公立保育所など）を点検・評価して、課題を明らかにすべき。 ・ 以前の災害時、民間職員であるため対応できなかったことを踏まえ、行政の役割・業務が果たせるよう「民間活用」は検証し、再考すべき。	・ 本市の市政改革については、PDCAサイクルを回しながら取り組んできたところであり、官民連携につきましても、引き続き行政としての果たすべき責任を念頭に置き、公共サービスの安定的かつ継続的な提供とその向上を図るとともに、事業の効率化などそのメリットを最大限に発揮できるよう検証を行いながら取組を進めてまいります。

ご意見の要旨	本市の考え方
・ 主な民間活力の活用取組（４つ）について、直営より効果的である根拠はあるのか。実施前後で効果検証されているのか。民営化ありきであり、市民サービスの向上にはつながらないと考える。行政は民間よりも資金調達や金利なども有利であり、民間活用で効率化することはほぼない。民間活用ありきになっていないか。民間事業者が倒産、撤退したリスクへの対応を踏まえメリットデメリットを明らかにしたのち進めるべき。 ・ 区役所では民間事業者が多く、施設も指定管理を導入しているが、効果検証されているのか。また、何をもってメリットがあると判断するかを明確にすべき。災害時対応を考えると、民間活用による職員削減により、市民のリスクが高まるのではないかと懸念。 ・ 民間活力の活用を検討できる職員の育成について、どのような研修で、知識・スキルを向上させるのか。	・ 公共サービスの提供方法については、法令の規定により行政が直接実施すべき業務か等公的関与のあり方を含め、総合的に検討したうえで、最適な手法を選択することとなりますが、民間が担うことにより、コスト削減やサービス向上が期待できるものは、民間活用手法も有効な手法の一つとして、検討してまいります。 ・ 本市の市政改革については、PDCAサイクルを回しながら取り組んできたところであり、官民連携につきましても、引き続き行政としての果たすべき責任を念頭に置き、公共サービスの安定的かつ継続的な提供とその向上を図るとともに、事業の効率化などそのメリットを最大限に発揮できるよう検証を行いながら取組を進めてまいります。 ・ 職員育成のための研修については、研修テーマの検討において、過去の受講者アンケートの結果を参考にするとともに、その時点での社会経済環境も踏まえるなどにより、その選定を的確に行い、職員の知識・スキルの向上につながるものとしてまいります。
・ 小中学校空調設備、浄排水設備監視制御、公園の魅力向上、施設の保守点検はいずれも市民の生活環境を守る重要なインフラを支える事業である。したがって、大阪市が責任をもって進めるべき事業であり、営利企業にゆだねて進めるべき事業ではない。専門技能を持った職員を育成すべき事業である。 ・ 民間への委託等により技能職員が減少し市民サービス低下につながる「民間活用」に反対。	・ 行政を取り巻くさまざまな環境変化の中においても、必要な公共サービスを持続的に提供していくためには、公共サービスの提供手法について不断の見直しが必要と認識しております。 ・ 公共サービスの提供方法については、法令の規定により行政が直接実施すべき業務か等公的関与のあり方を含め、総合的に検討したうえで、最適な手法を選択することとなりますが、民間が担うことにより、コスト削減やサービス向上が期待できるものは、民間活用手法も有効な手法の一つとして検討してまいります。 ・ なお、本市の技能労務職員については、人口あたりの職員数が依然として他都市より多い状況にあることから、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ採用を継続しつつ、引き続き削減を進めてまいります。
・ PPP／PFI方式の導入による民営化に反対する。	・ 公共サービスの提供方法のうち、民間が担うことにより、コスト削減やサービス向上が期待できるものは、民間活用手法も有効な手法の一つとして、検討してまいります。 ・ PFI手法は効率的で質の高い公共サービスの提供を目的とし、公共施設等の整備・運営におけるサービス水準の維持・向上と事業の効率化を図る上で有効な手法の一つと考えております。
・ 官民連携の推進により個人情報の保護はどうなるのか。大変不安である。	・ 官民連携の推進にかかる個人情報の保護にあたっては、委託先等において適切に安全管理措置等が講じられるように、契約内容に規定することや委託先等に対して必要な助言や指導を行うなど、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令の趣旨を踏まえて、適切に行ってまいります。
・ 「現状と課題」欄に「業務の民間委託、指定管理者制度、PPP／PFIなどを導入し」「実績を上げてきた」とあるが、区役所業務において住民情報窓口を業務委託してきた中	・ 本市の市政改革については、PDCAサイクルを回しながら取り組んできたところであり、官民連携につきましても、引き続き行政としての果たすべき責任を念頭に置き、公共

ご意見の要旨	本市の考え方
で、住民票を1枚取得するために1時間も待つことがサービス向上になっているのか。民間事業者の人件費が年々増加していることについて、もはやコスト削減とは言えない状況ではないのか。 ・民間委託する前と後の状況を点検・評価し課題を検証することが必要であり、業務委託の見直しを早急に行うことが真の市民サービスの向上と考える。	サービスの安定的かつ継続的な提供とその向上を図るとともに、事業の効率化などそのメリットを最大限に発揮できるよう検証を行いながら取組を進めてまいります。 ・公共サービスの提供方法については、法令の規定により行政が直接実施すべき業務か等公的関与のあり方含め、総合的に検討したうえで、最適な手法を選択し、事業コストの削減とともに、市民サービスの維持向上を図ってまいります。 ・また、民間活用を行った業務については、モニタリングを実施し、民間活用によって当初想定したような効果が実際に生み出されているのかどうかについて、業務報告等に基づき、適宜検証・評価をし、必要に応じて執行方法等の見直しを行うこととしております。
・戦略欄に「事業の使命や目的の達成にふさわしい、最適な民間活力の活用手法の積極的導入」と記載されているほか、8ページには「民間にできることは民間に委ね、官が果たすべき役割については市場原理が機能しない部分に限る」「コスト削減やサービス向上が期待できるものは積極的に民間活力の活用を推進」と記載があるが、民間で働く人の方が賃金が低いという認識が前提にあるのだろうと思う。それが、大阪市の労働力の向上や市民サービスの向上に寄与するとは思えない。	・公共サービスの提供方法については、法令の規定により行政が直接実施すべき業務か等公的関与のあり方含め、総合的に検討したうえで、最適な手法を選択することとなりますが、民間が担うことにより、コスト削減やサービス向上が期待できるものは、民間活用手法も有効な手法の一つとして、検討してまいります。
・「公園の魅力向上」への民間活用について、企業に公園の土地を賃貸し、運用や管理を任せると、収益が優先される。大阪城公園や長居公園のように、多くの大切な樹木が伐採され、お金を払わないと使用できない建物ばかりが建った。思い思いに公園を憩いの場として使用することが不可能となっている。公園は市民の財産であり、誰もが安心して使用できるよう、企業に切り売りせず、市が責任をもって管理・維持すべき。 ・公園を営利企業に運用・管理を任せると収益が優先され、市民の声は反映されない。大阪城公園や長居公園のように、樹木が伐採され、お金を払って利用する遊具ばかりが作られている。 ・長居公園は草野球、花見、散歩、ラジオ体操、ランニング、児童遊具で遊ぶ、災害時の避難場所という目的で市民が利用してきた。また、長居植物園は植物の研究、学びの場、珍しい植物にも触れることができる場所である。しかし、有料の施設ばかりが建設され、自然が少なくなってきた。 ・公園は誰でもがお金を払わなくても安心して利用でき、憩える場にシなくてはならない。公が責任をもって遊具の管理や樹木の管理、トイレや水道など公園の管理をすべき。 ・公園は本来憩いの場であり、市民がくつろぐ場、空間としてあるべきであり、市民が主催する手作りの諸活動が可能な場の提供を要望する。テーマパークのような行事、飲食店の出店は補助的であるべきだ。	・本市では、これまでも民間の柔軟な発想や優れたアイデアを活かしながら、大規模公園において民間活力を導入した施設の整備や公園の管理運営を進めて参りました。これらの取組は、公園利用者のサービス向上や公園の魅力向上を図ることを目的としたものであり、今後とも、緑の保全とにぎわい創出とのバランスを図りながら、安全・安心、快適に公園をご利用でき、様々な活動に公園をご活用いただけるよう、施設の良好な管理運営と公園の魅力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

ご意見の要旨	本市の考え方
・ 民間活力の活用促進において、公園は必ずしも質の高いサービスを提供していない。天王寺公園エントランスなど新しい商業施設が建設される一方で、公園の重要な要素である植栽や遊具のメンテナンスは著しく劣化していることから、まずは指定管理制度等の現状を分析すべき。	
・ 公園を営利企業に運用・管理を任せると収益が優先され、市民の声は反映されない。災害時の避難場所と様々な目的で市民が利用しやすいものにすべき。有料の施設ばかりが建設され、自然が少なくなってくることも懸念される。公園は誰でもがお金を払わなくても安心して利用でき、憩える場にすべきであり、公が責任をもって市民の財産を維持管理しなければならない。	
・ 「浄配水施設監視制御設備整備事業」への PFI 方式導入について、水は市民の命に関わるものなので、市の所有とはいえ、計画・設計・施工、維持・管理業務まで企業に任せるのではなく、市が責任を持つべき。PFI 方式導入により、職員が減らされることで、災害時の対応といった危機管理面も懸念される。 ・ 大阪市が持つ、水道事業の高度な技術と専門性を継承すべきであり、PFI 方式導入には反対である。	・ 本事業は、液晶ディスプレイを備えた監視装置や大画面表示装置などから構成される監視制御設備（システム）に係る計画、設計や施工、維持管理業務を行うものであり、これまでも民間事業者にも各業務を設置場所ごとで個別に発注していました。 ・ 今回、PFI 事業として実施することでこれらの業務を一括して発注し、民間ノウハウの活用と業務の効率化を図るものです。 ・ 一方、監視制御設備を用いて浄配水施設の監視操作を行う運転管理業務については、今後も本市の専門職員による管理体制を継続します。 ・ また、本市が保有する技術や専門性は、引き続き適切な人材育成を行い、継承していきます。
・ 水道の浄排水施設監視制御設備の整備事業も PFI 手法でとなっているが、市民の命にかかわる大切な水の管理を民間企業に任せるのは反対である。専門職員を採用し、技術と専門性を継承してこそ災害時に対応できる。	
・ 水道事業に関して、命に係わる水の管理・整備など、民間企業に任せるのは反対。技術と専門性は、継承してこそ対応できる人が創られていく。これを保障する公的な役割は欠かせない。緊急対応にも必要な専門職員数を配置できるのは、進めようとしている PFI 方式ではなく、公共で責任を持って水道事業を実施すべき。	
・ 命にかかわる水の管理を民間企業に任せるのは反対である。 ・ 職員の技術力を育てるためにも専門職員の採用を促進すべきであり、市民の生活を守ることにつながる。	
・ 水道について、絶対に公営で存続してほしい。災害時にも水は大切である。	
・ 水道は自治体が責任をもって行うべきで、利益目的の企業に委ねるべきではない。	

ご意見の要旨	本市の考え方
2 新たな民間活用方策の推進	
・ 新たな民間活用方策の推進について、成果状況に応じて報酬を支払とあるが、請け負った民間事業者への報酬が引き下げられ、最終的には労働者への賃金が低く抑えられるということにつながるのではないか。	・ 新たな民間活用方策については、P F S（成果連動型民間委託方式）の検討を進めることとしております。 ・ P F Sは、民間事業者に委託等する事業での対価の支払いにおいて、設定した成果指標値の改善状況に連動して支払うことにより、高い成果の創出に向けたインセンティブを民間事業者に働かせ、民間の創意工夫を最大限引き出すことが期待できるものです。行政課題が効果的に解決される有用な手法として、全国的に取組が進められており、本市としても導入を検討するものです。
3 官民連携プラットフォームの構築	
・ 官民連携プラットフォームの構築を掲げるが、公共の課題解決には様々な企業との連携を深めることより、まずは地域住民との連携こそを深めることが大切ではないか。 ・ 官民連携プラットフォームの構築の前に公共の課題解決にはまずは市域住民との連携（要望聞き取りなど）を深めるべき。	・ 多様化・複雑化する行政課題に対応するためには、行政だけでなく、企業等とも協働しながら公共サービスを提供する必要があると考えます。 ・ 官民連携プラットフォームを構築することにより、区役所をはじめとする所属が、企業等が持つ民間の視点からアイデア、ノウハウを取り入れ、事業の推進につなげていくことで、市民サービスの向上を図ってまいります。
官民連携の推進（幼稚園・保育所）	
・ 幼稚園、保育所について、民営化を進める方針は反対だ。 ・ 障がい児学校、市立高等学校を府に移管し、市立大学を府立大学に統合し、いま小学校統廃合計画を強行している。統廃合対象校の保護者や地域の人たちからも、現在の良い環境は子どもたちに良い影響を与えているから、なくさないでほしいとの要望がある。子育て・教育の充実は、地方自治体の重要な責務であり、移管、民営化の政策は考え直すべき。 ・ 障がい児学校、市立高等学校を府に移管し、市立大学を府立大学に統合し、いま小学校統廃合計画を強行している。中学校統廃合の新たな計画も検討が始まった。子育て・教育の充実は、地方自治体の重要な責務であり、移管、民営化の政策は考え直すべき。	・ 「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政改革の基本的な考え方に基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、市立幼稚園の民営化を進めることとしています。 ・ 特別な支援を必要とする児童の受入れや就学前教育施設における集団活動の規模など市立幼稚園としての役割について引き続き検討しながら、個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、今後の進め方についての方針を示し、地域への説明を行いながら取り組むこととしております。 ・ 公立保育所につきましては、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。 ・ また、入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。 ・ なお、公立保育所については、虐待や育児放棄の恐れがある児童、障がいのある児童、外国にルーツのある児童や保護者など、配慮や支援を必要とする児童や保護者を見守り、集団の中で共に育ちあう保育を推進しています。

ご意見の要旨	本市の考え方
4 官民連携の推進（幼稚園）	
・園庭があり、経験豊かな教員もいて、障がい児も受け入れている大阪市立幼稚園。愛珠幼稚園は「旧東区の町会が志をもって民の力でつくった日本で3番目の幼稚園」。 ・地域に守り育てられてきた幼稚園の民営化が出された時、「公立ようちえんだいすき」の運動が大きく広がり、全園民営化計画は止められた。 ・幼児教育は子どもの一生にとって極めて重要との認識は世界的に広がっている。大阪市の未来を担う子どもたちのために大阪市が力を尽くすのは当然あり、「公立は人件費が高い」などの理由での民営化は許されない。	・「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政改革の基本的な考え方に基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、市立幼稚園の民営化を進めることとしています。 ・特別な支援を必要とする児童の受入れや就学前教育施設における集団活動の規模など市立幼稚園としての役割について引き続き検討しながら、個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、今後の進め方についての方針を示し、地域への説明を行いながら取り組むこととしております。
・園庭があり、経験豊かな教員もいて、障がい児も受け入れているのが大阪市立幼稚園である。幼児教育は子どもの一生にとって極めて重要との認識は世界的に広がっている。未来を担う子供たちのために大阪市が力を尽くすのは当然であり、「公立は人件費が高い」などの理由での民営化は許されない。	
・園庭があり、経験豊かな教員もいて、障がい児も受け入れている大阪市立幼稚園。愛珠幼稚園は「旧東区の町会が志をもって民の力でつくった日本で3番目の幼稚園」。 ・地域に守り育てられてきた幼稚園の民営化が出された時、「公立ようちえんだいすき」の運動が大きく広がり、全園民営化計画は止められた。 ・幼児教育は子どもの一生にとって極めて重要との認識は世界的に広がっており、大阪市の未来を担う子どもたちのために大阪市が力を尽くすのは当然のこと。「公立は人件費が高い」などの主張は許されない。	
・「地域の状況を十分に考慮して進める」という記載について、基準がわからない。 ・住之江区には唯一の粉浜幼稚園があり、園児は少なくなっているが、歴史やニーズがある施設なので残すべきだ。公立保育園で子育てができるよう支援を強く望む。	
・市立幼稚園に関して、大阪市の、「民間において成立している事業については民間に任せる」という考え方で進められているが、この考え方が公共団体としての基本をはずしている。子育ては、公共の責務として、大阪市の教育政策のもとで進めるべきで、特に利潤を追求する企業活動とはなじまないと考える。	

ご意見の要旨	本市の考え方
・ 入園児数の減少を理由に休廃園としているが、少人数の充実した保育こそが求められる。幼稚園はそれぞれの地域住民に支えられて続いてきているため「休廃園」ありきの進め方をおこなうべきでない。住民説明会等で当該地域住民の意見を聴取することや、地域住民の要求に反する廃止は行わないことを明記すべきである。 ・ 幼稚園の民営化に反対する。 ・ 行政が担う役割は大きいため、幼稚園の民営化はやめるべき。 ・ 幼稚園の民営化は反対。 ・ 幼稚園の民営化はやめるべき。 ・ 幼稚園を増やしてほしい。	
・ これ以上幼稚園をつぶさないこと。逆に公立の幼稚園をつくり親が安心して働ける環境をつくることを望む。	・ 幼児施策につきましては、市立幼稚園だけでなく私立幼稚園や公立保育所、民間保育施設等の様々な就学前施設の状態を総合的に検討する必要があります。 ・ 幼稚園入園児数が減少傾向にある中、また入園希望に対しては市立私立双方の幼稚園が相まって対応していることから、新たな市立幼稚園の設置については、困難な状況であります。
5 官民連携の推進（保育所）	
・ 子どもを保育所に預けたい保護者は今でも非常に苦労している。小規模保育園や企業が経営するマンションの一室やコンビニの上にある保育園はあるが、子どもを預けるのは荷物を預けるわけではないため、少しでも安全に健やかに育てられる保育園が必要である。 ・ 公立保育所のように子どもがのびのびと遊べる園庭がないところがほとんどである。小規模保育所では保育士も公立のように経験豊富な保育士や保育資格を持った保育士が少なく、非常に不安である。公立保育所は少なく入所は難関であり、仕方なく他の保育園に預けている状況であり、減らすのではなく、もっと増やしてほしい。 ・ 公立保育所は支援や配慮が必要な児童の保育に重点を置き、虐待、育児放棄、障害を持つ子ども、支援が必要な児童に特化させるとのことだが、差別になるのではないか。いろんな子どもたちの中でお互いを思いやる気持ちや認め合う気持ちが育まれるため特化するのをおかしい。	・ 公立保育所につきましては、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。 ・ また、入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。 ・ なお、公立保育所については、虐待や育児放棄の恐れがある児童、障がいのある児童、外国にルーツのある児童や保護者など、配慮や支援を必要とする児童や保護者を見守り、集団の中で共に育ちあう保育を推進しています。

ご意見の要旨	本市の考え方
・ 子どもを保育所に預けたい保護者は非常に苦勞をしている。小規模保育園や企業が経営するマンションの一室など、保育園は多くできたが、公立保育所のように、子どもがのびのびと遊ぶことができる園庭があり、経験豊かな保育士のいるところをと思い探す。公立保育所をもっと増やすべきだ。 ・ 公立保育所は支援や配慮が必要な子供たちに特化した保育所にするとあるが、それは反対に差別にならないのか。公立保育所をセーフティーネットの役割だけにして、数を減らすべきではない。	
・ 保育所を民営化し、公が子育てを手助けしないのは、行政の役割に反している。市立保育所が積み上げてきた保育内容を継承し、安定した公務員として仕事に取り組める保育士も大事にしてほしい。	
・ 公立保育所に対する支援や、配慮が必要な児童の保育に重点を置き、支援が必要な児童に特化させるというが、今、国や世界で目指しているインクルージョンとも逆行することではないか。それよりむしろ、公立保育所をなくすのではなく、更に充実させるという観点での改革が必要ではないか。	
・ 安心して預けられる公立保育所の充実こそが求められている。保育士ひとりあたりの子供の人数の低減と施設の充実を行政が責任をもって実施すべきである。	
・ これ以上保育所をつぶさないこと。逆に公立の保育所をつくり親が安心して働ける環境をつくることを望む。	
・ 少子化に問題意識を持っているのに、なんでも民営化していて、問題解決とは反対方向へ進んでいるのではないか。子育て世代が安心して公立保育園に任せられるようにしてほしい。	
・ 保育所の民営化に反対する。	
・ 小規模保育園は多くつくられているが、園庭もなく、子どもたちはのびのび遊べない。もっと公立保育所を増やしてほしい。	
・ 行政が担う役割は大きいため、保育所の民営化はやめるべき。	
・ 保育所の民営化はやめるべき。	
・ セーフティネットの役割を果たすため、保育所等は委託ではなく市で行うべき。	
・ 保育所を増やしてほしい。	

ご意見の要旨	本市の考え方
・新・市政改承プランで保育所の民営化をすすめるということだが、保育士の離職の高さの要因の根底には低賃金があると思う。老朽化した施設を建て替え、職員の賃金を引き上げ、雇用を安定させれば、その影響は公立保育所だけではなく民間保育所にも波及するはず。公立の役割はいろいろあると思うが、率先して条件を引き上げ、民間にもそれを波及させることは大きな役割の一つだ。 ・私たち保護者は子どもを預けられればどこでもいいと思っているわけではない。子どもは保育園、先生、保護者の雰囲気を感じながら過ごしている。みんなが笑顔で過ごす環境をつくるためにも民営化ではなく、公立保育所の新設、老朽化しているのであれば建て替えを希望する。	・本市職員の給与については、本市保育士も含め、社会一般の情勢に適応した適正な給与となるよう、人事委員会による職員の給与に関する報告及び勧告に基づき決定されることとなっております。 ・公立保育所につきましては、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。 ・また、入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。
・公立保育所を増やし、老朽化への対応に費やすべき。	・公立保育所につきましては、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。 ・また、入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。
・廃止や建替え移管しなくても、余る施設をそのまま時短用の保育施設とすれば良いのではないか。	
6 官民連携の推進（ごみ収集業務（一般廃棄物））	
・「普通ごみ以外の収集業務の全面委託化」と「環境事業センターの老朽化対策」（PPP/PFI 手法の導入可能性の調査・検討）について、技能労務職員数の減による災害時の対応に既に不安があるのにも関わらず、これ以上削減されればさらに対応困難となることが懸念される。	・ごみ収集業務に従事する技能職員については、委託化等による職員数の削減を進めていますが、災害時の対応等を見据え、普通ごみ収集業務のほか、地域との連携強化など、行政で維持すべき業務として、職員数削減後も 880 人の職員数を確保することとしています。
・既にプラスチックごみ等が民間委託されているが、分類が正しくされていなくても関係なく回収されていることが目立つ。事業者は回収したごみの量で報酬が決まるため、ごみの量が多いほうが良いということになり、結果として、市民へのごみ分別徹底の啓発が疎かになる。SDGs の推進と相容れない。	・大阪市資源ごみ・容器包装プラスチック収集運搬業務委託におきましては、収集予定量を予め定めており、収集量が増加した場合におきましても契約金額を変更しないこととしております。 ・収集の際、対象品目以外の異物や汚れが混ざるなどリサイクルに支障をきたす場合、啓発シールを貼り、収集せずに残置することとしており、委託事業者への指導を徹底するとともに、市民への分別ルール の啓発に努めます。
・委託された業者はごみの量によって報酬が支払われるので、分別より、ごみの量が多いほうが儲けになり、リサイクルできる状態でのごみ分別の徹底など市民への啓発がおろそかになる恐れがある。SDGs と相いれない。	

ご意見の要旨	本市の考え方
・ ごみ収集業務の全面委託化による民営化に反対する。	・ ごみ収集業務のうち、粗大ごみ・資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙・衣類の委託化（＝普通ごみ以外の収集業務の全面委託化）を進める方針としております。 ・ 普通ごみにつきましては、引き続き本市職員が収集することとしています。
取組方針２ 業務改革の推進	
１ 行政区域を越えた効率的な業務執行体制のあり方検討	
・ 行政区域を越えた業務執行体制のあり方について、区役所の縮小を目ざすものであり、市民生活を不便にするのではないか。 ・ 複数区のブロック化が示されているがメリット、デメリットの何の説明もなく推進が提案されている。業務の複数区ブロック化は市民生活を支える市政から離れた方針である。	・ 本市では、ニア・イズ・ベターの観点から、各区の特性・実情に応じた区政運営を進めていますが、行政区域を越えた業務執行体制のあり方検討については、複数区のブロック化の効果的な仕組みの検討を位置付けており、近隣区で似通った課題の解決を協力して進めていけるというメリットがあると考えています。 ・ 行政運営の効率化や市民サービスの向上を目的に、共通課題について協議や検討をしやすい仕組みを検討していきます。
・ 行政区域を越えた効率的な業務執行体制検討というが複数区のブロック化の効果的な仕組みの検討とは、過去に住民投票で否決された特別区設置を進めようとしているのではないか。	・ 本取組は、特別区の設置をめざすものではなく、現在の市・区の枠組みの中で、効率的な業務執行体制のあり方を検討するものです。 ・ 複数区のブロック化については、近隣区で似通った課題の解決を協力して進めていけるというメリットがあると考えており、行政運営の効率化や市民サービスの向上を目的に、共通課題について協議や検討をしやすい仕組みを検討していきます。
・ 区域を越えた業務体制は大阪市という枠組みの中にすでに存在しており、何のための「あり方検討」なのか。市民のニーズは刻々と変化するものであり、わざわざブロック化して固定する意図が不明。	・ 現在、空き家対策や湾岸区の津波対策など共通した課題について、その課題を共有する関係区と局が連携して取組を進めているところですが、複数区のブロック化については、近隣区で似通った課題の解決を協力して進めていけるというメリットがあると考えています。 ・ 行政運営の効率化や市民サービスの向上を目的に、共通課題について協議や検討をしやすい仕組みを検討していきます。
・ 大阪市の特別区に再編する案があり、２回の住民投票が行われるも否決された経過があるなか、なぜまだ行政区をまとめようとする動きがあるのか疑問に感じる。総合区へ移行しようとしているようにも感じられるが、行政区域を越えることの何が効率的なのか、具体的に書かれていないので教えてほしい。	・ 本取組は、特別区や総合区の設置をめざすものではなく、現在の市・区の枠組みの中で、効率的な業務執行体制のあり方を検討するものです。 ・ 本市では、ニア・イズ・ベターの観点から、各区の特性・実情に応じた区政運営を進めていますが、行政区域を越えた業務執行体制のあり方検討については、複数区のブロック化の効果的な仕組みの検討を位置付けており、近隣区で似通った課題の解決を協力して進めていけるというメリットがあると考えています。 ・ 行政運営の効率化や市民サービスの向上を目的に、共通課題について協議や検討をしやすい仕組みを検討していきます。

ご意見の要旨	本市の考え方
「行政区域を越えた効率的な業務執行体制のあり方を検討する必要がある」と記載があるが、どのように進めていくのか。	- 行政区域を越えた効率的な業務執行体制のあり方検討については、区役所だけでなく、関係各局も関わる市総体の課題と認識しています。 - 行政運営の効率化や市民サービスの向上を目的に、区長会議と各局が連携した検討を進めていきます。
「複数区のブロック化の効果的な仕組みの検討を進める」とあるが、どのような業務を想定しているのか示されたい。また、ブロック化によって窓口が減り、結果として、市民にとって分かりにくく不便な体制になるだけではないのか。中途半端な総合区のような組織を作るのではなく、都市内分権の視点から考えるべき。	- 本取組は、総合区の設置をめざすものではなく、現在の市・区の枠組みの中で、効率的な業務執行体制のあり方を検討するものです。 - 本市では、ニア・イズ・ベターの観点から、各区の特性・実情に応じた区政運営を進めていますが、行政区域を越えた業務執行体制のあり方検討については、複数区のブロック化の効果的な仕組みの検討を位置付けており、近隣区で似通った課題の解決を協力して進めていけるというメリットがあると考えています。 - 行政運営の効率化や市民サービスの向上を目的に、共通課題について協議や検討をしやすい仕組みを検討していきます。
2 区役所業務の集約化等	
去年 8 月に取りまとめられた「区役所業務集約化等基本方針」において検討対象として 276 事務があげられているが、その具体的な事務内容を教えてほしい。	令和 5 年 8 月に取りまとめた「区役所業務集約化等基本方針」で検討対象とした 276 事務の名称等については別紙一覧のとおりです。
去年 8 月に取りまとめられた「区役所業務集約化等基本方針」において検討対象として 276 事務が挙げられているが、その具体的な事務内容を教えてほしい。	
「区役所業務の集約化」について。区役所の行う 276 事務について、集約化を検討するとしているが、276 事務の中身について全く示されていないのではないのか	
市税事務所の統合で不便になったことから、区役所の集約化で市民から遠くなり、使いにくくなるのではないのか。	区役所業務集約化等の取組は、主に郵送申請や電子申請など窓口対応を伴わない事務や窓口受付後の定例・定型な後方事務等の業務集約化等を通じた業務の効率化に取り組むもので、区役所そのものの集約化を行うものではありません。
区役所業務の集約化よりも、役所の窓口は、住民に近い所に支所等を設けて増やすべき。	
「区役所業務の集約化等」は、業務に携わっている職員の削減であり、住民目線の福祉業務等への目配りが希薄になるのではないのか。	区役所業務集約化等の取組は、区役所の機能維持・拡充、職員の働き方改革の観点から、更なる市民サービスの向上・持続可能なサービス提供に向けて、新たなマンパワーの創出・新たなニーズに対応できる体制構築を目的としたものであり、単なる人員削減（いわゆる行政改革）を目的とするものではありません。
区役所業務の集約化は人員削減につながり、防災体制の弱体化が懸念される。	
「区役所業務集約化等の取組を自治体システム標準化の取組の進捗に合わせて進めていく必要がある」としているが、その前に区役所が市民生活に対して抱える問題を明らかにすることが求められる。集約化・効率化が優先されているが、もっと市民目線に立った取組を目指すべきではないのか。	- 将来的な労働力不足が見込まれている中（いわゆる「2040 年問題」）、本市を取り巻く社会環境の変化に柔軟に対応していくため、限られた行政資源を最大限に活用し、効果的・効率的に行政運営を行い、市民サービスの向上を図ることが求められています。 - 区役所はニア・イズ・ベターの区政運営を実践する拠点で

ご意見の要旨	本市の考え方
	あり、更なる市民サービスの向上・持続可能なサービス提供に向けて、新たなマンパワーを創出し、新たなニーズに対応できる体制を構築するため、区役所業務の集約化等の取組を進める必要があります。
区役所業務の集約化について、将来的な合区ありきで進めないよう、慎重に業務ごとに適切な規模、地域での集約化・効率化としてほしい。検討にあたっては、現状も分野別に共同で実施する区が違うのと同様に、業務効率優先としてほしい。	- 区役所業務集約化等の取組は、将来的な合区を前提とした取組ではありません。 - 検討にあたっては、24 区役所それぞれで実施している事務を、1 箇所ないし数箇所でまとめて実施することで効率化効果が発現することを基本の考え方とし、それぞれの事務の性質（定型性、専門性、効率性など）、業務量等に着目し、集約化等の実現可能性・費用対効果等について分析・検討を行うこととしております。
- 標準準拠システムへの移行は既存の業務を大きく変革する機会となると書かれているが、標準準拠システムの仕様に業務を見直すことと、業務を集約化することとは直接の関連がないのではないか。 - 以前は区役所内にあった税務課が市税事務所に集約化され、住民は市税関係の手続きのために市税事務所に行かなければならなくなった。区役所窓口業務について集約される議論が進めば、効率化ばかりが目的になり市民が置き去りになる。	- 本市では自治体システム標準化の取組を行政サービスの向上や効率化の機会と捉え、デジタル社会にふさわしい、将来にわたって行政サービスを提供し続けることができるような新しい業務運営に移行することが重要と考えています。 - 区役所はニア・イズ・ベターの区政運営を実践する拠点であり、更なる市民サービスの向上・持続可能なサービス提供に向けて、新たなマンパワーを創出し、新たなニーズに対応できる体制を構築するため、区役所業務の集約化等の取組を進めることが必要であり、自治体システム標準化と連動しながら取組を進めてまいります。 - なお、区役所業務集約化等の取組は、主に郵送申請や電子申請など窓口対応を伴わない事務や窓口受付後の定例・定型な後方事務等の業務集約化等を通じた業務の効率化に取り組むもので、区役所そのものの集約化を行うものではありません。
3 業務の効率化と質の向上の推進	
「タイムマネジメントによる業務効率上の考え方や取組」とあるが、職員が時間に追われて窮屈な働き方をさせられるようでは、精神衛生上良くない。ある程度余裕がないと切羽詰まった状態では良い仕事はできない。	- タイムマネジメントは、将来的に労働力不足が見込まれる中においても、職員一人ひとりが時間をより効果的に使うことにより、業務効率と市民サービスの向上を図ることを目的としています。 - 本取組により、業務の生産性の向上、質の高い市民サービスの提供とともに、職員が働きやすい職場環境の実現を図ることが可能になると考えています。
市民サービスの向上を第一に考えるべきで、「業務の効率化と質の向上の推進」と言うが、もっと市民目線に立った改革を目ざすべき。	- タイムマネジメントは、将来的に労働力不足が見込まれる中においても、職員一人ひとりが時間をより効果的に使うことにより、業務効率と市民サービスの向上を図ることを目的としています。 - 本取組により、業務の生産性の向上とともに、質の高い市民サービスの提供を図ることが可能になると考えています。

ご意見の要旨	本市の考え方
「職員一人ひとりが時間をより効果的に使い業務効率を向上させることの必要性や重要性を意識すること」とあるが、今はしていないのか。また、「4 各職場での業務改善の推進」において「職員が真に取り組むべき業務に集中できるよう」とあるが、今は集中できていないのか。	本市では、これまでも業務効率化や業務改善に取り組んできたところですが、将来的に労働力不足が見込まれる中においても、生産性を向上させ、質の高い市民サービスを提供するためには、タイムマネジメントや業務改善の取組により、より一層業務効率と市民サービスの向上を図ることが必要と考えています。
5 自ら学び考え行動する「自律した職員」の育成	
自ら学び考え行動する「自律した職員」の育成について、規則、違反すれば懲罰という職場環境ではやる気がでない。職員のモチベーションを高める取組をすべき。	- 大阪市では、様々な手法を用いた職員の能力開発と意識改革・職場風土改革により、市政を担う人材の育成を全庁的に推進しています。 - 今後も、変化・失敗を恐れず、自らの持てる力を最大限に活用し、職務に挑戦するチャレンジ精神のある職員の育成に取り組んでまいります。
「職員の人材育成については、自ら学び考え行動する自律した職員の育成に向け、自主的・主体的に行動することができる職員や、多様化・複雑化する行政課題に対応できる専門性・行動力のある職員の育成・支援に取り組みます。」とあるが、全職員が自ら学んで行動できれば、大阪市行政が良くなるのか。それよりも、働きやすい環境の方が大切だ。	- 大阪市では、「自律した職員」の育成とあわせて、効果的な業務遂行、メンタルヘルス対策、ワークライフバランスなど様々な観点から、風通しが良く働きやすい職場環境づくりを実現するためのマネジメント力向上も重要と考えており、係長級以上を対象とする階層別研修において、人と組織のマネジメントについて研修を実施しています。 - 今後も、職員の能力向上や職場全体の力を高めるためのさまざまな人材育成施策を推進し、質の高い市政運営の実現につなげてまいります。
6 環境負荷の低減に係る取組の推進	
街路樹や公園樹木を伐採することと、環境負荷の低減に係る取組を推進することは、矛盾しているのではないのか。また、公園敷地を民間に管理させ、営業を行わせる事も矛盾しているのではないのか。	- 街路樹や公園などの「緑」を増やすことは、ヒートアイランド対策など都市環境の改善に寄与するものであると認識しております。 - 街路樹や公園樹については、個々の状況を勘案しながら適切に剪定を実施し、健全な樹木の育成に努めております。
環境負荷の低減に真っ向から反する公園、街路樹の伐採を強行している。環境問題を推進するのであれば、公園、街路樹木の伐採をやめ、樹木の育成、緑化推進を記載すべきである。	- そのような維持管理の中で、健全度の低下した樹木、施設損壊の恐れのある樹木、道路交通に支障を来す恐れのある樹木など、市民生活の安心・安全に影響を及ぼすと考えられる樹木については、適切に樹木の更新を行っております。 - また、民間活力を導入した新たな施設の整備を行う上では、既存の樹木への影響に十分配慮し、緑の保全とにぎわい創出とのバランスを図りながら取り組んでおります。
「市有施設の照明LED化。各施設のLEDを順次進める」「ごみ焼却余熱を活用した廃棄物発電による電気を自己託送の手法により本市施設で活用する」という記載について、賛成であり、ぜひ実現してほしい。ただ、ごみ焼却余熱を活用した発電は数十年前から言われていたことであり、遅すぎる感はある。	本市では、昭和40年に西淀工場において、ごみ焼却余熱を活用した発電を開始し、現在は稼働している6工場すべてにおいて実施しています。

ご意見の要旨	本市の考え方
・ 新たな行政課題として「地球規模の温暖化の進行」が記されているが、対策があまりに不十分である。大阪市庁舎・事業の CO₂ を削減する取組み（事務事業編）では、「LED 推進」や「新築建築物の ZEB 化」ばかりで、「建築物の断熱」、特に「既存建築物」の視点がない。既存の庁舎や小中学校の断熱改修工事を位置づけるべき。	・ 本市温暖化対策実行計画[事務事業編]では、その基本方針として「公共施設における省エネルギー・省 CO₂ 化の推進」を掲げており、新築建築物については原則 ZEB Oriented 相当以上を目指すなど市有施設の省エネ性能の向上を図るとともに、既存の事務所や道路、公園への LED 照明への切り替えなどに取り組むこととしています。 ・ また、「大阪市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、省エネルギー・省 CO₂ 化のさらなる取組を総合的に推進していくとともに、省エネルギー性能や環境性能に関する目標を定めた「市設建築物設計指針（環境編）」に基づき、環境に配慮した整備に取り組むこととしています。
・ 公用車への次世代自動車の導入について、フレックス車だと危ない。	・ 大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針（令和 3 年 3 月）では、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車を次世代自動車として定義しております。
取組方針 3 持続可能な行財政基盤の構築	
1 人員マネジメントの推進	
・ 技能労務職員について、長年の採用凍結による職員数減少と平均年齢上昇の中、質の高い公共サービスを提供するため、創意工夫を行いながら必死に取り組んできた。これまでの高い公共サービスを継続するためには、ようやく開始された新規採用を継続することが不可欠である。「依然として、他都市より多い状況にある」と記載されているが、これまでの高い公共サービスの裏付けであったとも考える。 ・ 人員削減により市民サービス低下が懸念されるだけでなく、働き手が不足している中で、どこまで委託化が進められるかについても疑問である。コスト論を優先した委託ありきの対応ではなく、技術・技能の継承という観点からも、直営での対応が必要である。	・ 本市の技能労務職員については、人口あたりの職員数が他都市より依然として多い状況にある一方で、職員の高齢化が進展しており、災害時対応等も含めた市民サービスの維持が困難になる恐れがあるため、将来にわたって直営が必要となる部門については、技術の継承等の課題を踏まえ、令和 5 年度より採用を再開しております。 ・ 職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ採用を継続しつつ、引き続き「民でできることは民で」という考え方のもと、将来にわたって最低限必要となる職員数を適宜精査し、委託化、効率化を図りながら削減を進めていきます。
・ 技能労務職員の平均年齢も高く、退職などで人数が減っても 5 年後 10 年後も今と同レベルの行政サービスを提供していくには、数だけを意識した職員の削減ではなく、採用の方が必要である。高齢化・人口減少が進み、労働人口減少が予想される状況で、公共施設の維持管理は重要と考えるが、職員数を削減し民間委託で維持管理できるのか。	
・ これまで人材を育ててきて、市全体の多くの分野で市民目線の対応をしているのに、技能職員が減らされている事に不安を感じる。	
・ 職員数とは「最低限必要となる」人数ではなく、将来にわたって行政サービスを遅滞なく確実にを行うために必要な人数であるため、その人数を確保することこそが「人員マネジメント」ではないのか。	

ご意見の要旨	本市の考え方
・ 民営化によって、職員を減らす方針であるが、今でも少ない職員がこれ以上減らされると災害時に対応できなくなる。直営での事業の継続を望む。	・ 本市では、災害対応時に正規職員が行うべき分掌事務を定めるとともに、応急対策活動を迅速かつ的確に行うのに必要な職員の動員配備や動員基準を定めている他、行政機関が相互に救援協力する体制も定めております。
・ 公務員の削減は反対。大災害から市民の命と暮らしを守ることと、相反している。	・ また、災害時の被災地支援も含め、新たな市政課題や住民の多様なニーズに対応するため、スクラップアンドビルドなどを行いながら、職員の適正配置に努めております。
・ 市職員が削減され、非正規職員が増えたことで、災害対策に対応できていないと聞いた。正規職員を増やしてほしい。	・ 技能労務職員においては、災害時対応など公の責任を果たすという観点から、将来にわたって直営が必要となる部門については、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ採用を継続しつつ、引き続き、「民でできることは民で」という考え方のもと、市民サービスの低下や危機管理上の問題を来すことのないよう、スリムで効果的な体制整備を進めていきます。
・ 大阪市職員は削減され、災害時の市民の安全確保や避難所運営、復旧に支障をきたす恐れがある。市はさらなる人員削減に躍起だが、増員こそ必要である。併せて復旧に欠かせない「技能労務職員」の技能継承なども位置づけることが必要。	
・ この間の大地震の経験からも明らかなように、災害時の復旧・復興には多くのボランティアなど人手が必要である。大阪市は、急激に職員を削減している。大規模災害が身近になっている現在、市の職員を減らすのではなく増やすべきだ。	
・ 職員削減は反対。住民に奉仕する正規職員の増員を求める。能登半島地震では職員が不足していると聞いた。行政が命を繋ぐ重要な役割を果たしている。	
・ 正規・非正規ともに職員を減らさないでほしい。被災地の状況を見ても、職員が減っていることで業務が滞り、大変になっている。	
・ 有事に迅速に対応できるような職員数の確保を前面に押し出すことこそが、市民にとっての安全・安心を確保することになるのではないか。	
・ 緊急的な災害対応を考えると、職員数を減らすより増やすべき。	
・ 能登半島地震が発生しており、早期に対策が必要だと思うが、人を増やさないのであればどう対策するのか考え方を教えてほしい。	
・ 能登半島地震が発生しており、早期に対策が必要だと思うが、人を増やさないのであればどう対策するのか考え方を教えてほしい。	
・ 災害対策には人員が必要であるため職員削減はすべきではない。	
・ 職員削減を大阪市の赤字解消のための手段として記載されており、問題だ。	・ 大阪市はバブル崩壊後の長期にわたる景気低迷期の中で、税収の落ち込みや市債残高の増加など、危機的な財政状況に陥っていました。このような状況を踏まえ、平成 18 年以降、市政改革に着手し、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営に取り組み、歳出の削減や歳入の確保、市債残高の削減、職員数の削減など一定の成果を上げ、財政健全化が進みました。
・ 職員数を平成 17～令和 4 年度に 2 万 2600 人減らした（約 48%減）ことを「成果」としているが、職員は、人事考課制度で相対評価を押し付けられ、政治活動規制条例で自主的・主体的に社会参加することも制限されていて、「自分の身を守る」ことだけで精一杯ではないか。まずは、職員削減をやめるべきだ。	・ 職員数の削減に取り組んできた結果、人口当たりの職員数

ご意見の要旨	本市の考え方
	は、技能労務職員以外については他都市並みになっていますが、技能労務職員については、依然として、他都市より多い状況にあります。 ・そのため、将来にわたって直営が必要となる部門については、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ採用を継続しつつ、引き続き「民でできることは民で」という考え方のもと、将来にわたって最低限必要となる職員数を適宜精査し、委託化、効率化を図りながら削減を進めていきます。
・技能職員について、依然として他都市よりも多い状況と記載があるが、それはこれまで高い公共サービスが行われてきた裏付けである。人員が削減されれば、住民サービス低下となり、そもそも人手不足が深刻化している状況からすると、民間委託で職員を削減するのは疑問に感じる。大阪府に大きな災害が起こった場合、民間委託した事業者は、本当に対応に当たってくれるのか。災害が起きた場合に即座に対応してくれる職員の確保は必要である。	・技能労務職員においては、災害時対応など公の責任を果たすという観点から、将来にわたって直営が必要となる部門については、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ採用を継続しつつ、引き続き、「民でできることは民で」という考え方のもと、市民サービスの低下や危機管理上の問題を来すことのないよう、スリムで効果的な体制整備を進めていきます。
・「技能労務職員については、職員の高齢化が進展しており、災害時対応等も含めた市民サービスの維持が困難になる恐れがある」、「最低限必要となる職員数を適宜精査し、委託化、効率化を図りながら削減を進める」という記載について、「自然災害の多発化や震災の激甚化等の対応」が必要である。そのためには技能労務職員の削減ではなく、一定数の確保が必要であり、最低限必要な職員数ではないのか。能登半島地震の被災地にも大阪市の技能労務職員が支援に派遣されていると聞く。震災時に支援に派遣できる体制が、住民の生活・安全を守る自治体として必要とされているのではないのか。	
・今後 30 年の間に発生する確率が高いとされている南海トラフ地震や上町断層帯の地震では甚大な被害が予想されている。現状と課題の中で、技能労務職員の高齢化が進展していて災害時対応を含めた市民サービスの維持が困難になる恐れがあるとしているが、削減を進める戦略は矛盾しているのではないのか。インフラの維持管理や災害時に最前線で対応にあたる職員を今のうちから確保し、高いスキルを身に付けるよう、育成が必要。	
・「技能労務職員については、依然として、他都市より多い状況」とあるが、給料は政令市の中でも特に低い。委託化ではなく職員でしっかりとした公共サービスを行うほうが費用対効果が高く、コストダウンになる。 ・「最低限必要となる職員数」ではなく、しっかりと災害時対応等も含め市民サービスが維持できるように、先を見据えて今のうちに職員を確保し、人材育成を行う必要がある。	

ご意見の要旨	本市の考え方
・市職員を更に減らし、派遣職員を増やすことは、行政力の減である。 ・職員数の削減は市民サービスの低下につながる恐れがある。特に、水道などインフラ関連の技能労務職員は技術の継承などの意味からも人員削減ではなく雇用拡大すべき。市職員の増員なしに万博・カジノ事業といった本来業務でない業務に従事させるべきではない。 ・公務員を減らさないでほしい。 ・技能労務職員について、人口当たりの職員数が多いと記載されているが、大阪市の居住者数に対して本当に他都市よりも職員の割合は多いのか。また、近隣自治体から市内に働きに来る全ての人となれば、職員の割合は少なくなるのではないか。	・本市では、人員マネジメントを適切に行いながら、スリムで効果的な業務執行体制を構築するとともに、新たな市政課題や住民の多様なニーズに対応するため、スクラップアンドビルドなどを行いながら、職員の適正配置に努めております。 ・市長部局の職員数については、技能労務職員以外は、市長が特に必要と認める、万博・IRの推進等にかかる臨時的増員や児童虐待防止等の本市重点施策の推進にかかる増員等を除き、原則として増員しないこととしております。 ・技能労務職員数は、依然として他都市より多い状況にあるため、将来にわたって直営が必要となる部門については、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ採用を継続しつつ、引き続き「民でできることは民で」という考え方のもと、将来にわたって最低限必要となる職員数を適宜精査し、委託化、効率化を図りながら削減を進めていきます。
・「技能労務職員については、依然として、他都市より多い状況にある。」「採用を継続しつつ、将来にわたって最低限必要となる職員数を適宜精査し、委託化、効率化を図りながら削減を進める」との記載について、良い人材を確保したいのであれば、賃金を上げるべきではないか。	・本市の技能労務職員については、人口あたりの職員数が他都市より依然として多い状況にある一方で、職員の高齢化が進展しており、災害時対応等も含めた市民サービスの維持が困難になる恐れがあるため、将来にわたって直営が必要となる部門については、技術の継承等の課題を踏まえ、令和5年度より採用を再開しておりますが、募集状況等については、引き続き注視してまいります。 ・技能労務職員の給与については、人事委員会勧告による行政職の給与改定との均衡を考慮した給与改定により、公民較差の解消を図ることとしております。
・「職員数の削減に取り組んできた結果、人口当たりの職員数は、技能労務職員以外については他都市並み」となっているが、関西圏の中核を担い、万博など大きなプロジェクトを抱える大阪市を、単純に他都市と比較していることに違和感を覚える。官民間わず、担い手不足が課題となっている今、原則職員を増員しないという戦略ではなく、増員・確保を進めていかなければならないと思うが、考え方を教えてほしい。	・本市では、人員マネジメントを適切に行いながら、スリムで効果的な業務執行体制を構築するとともに、新たな市政課題や住民の多様なニーズに対応するため、スクラップアンドビルドなどを行いながら、職員の適正配置に努めております。 ・市長部局の職員数については、技能労務職員以外は、市長が特に必要と認める、万博・IRの推進等にかかる臨時的増員や児童虐待防止等の本市重点施策の推進にかかる増員等を除き、原則として増員しないこととしております。
2 施設マネジメントの推進	
・全国的な施設の老朽化に伴い、耐震化等の公共工事の必要性が増していると思うが、その中で、「本市重点施策の推進に係る増員や臨時的増員等、市長が特に必要と認める場合を除き、原則として増員しない」と記載されている。人は増やさず、仕事は増えるということになるが、本当に効率的な老朽化対策ができるのか。これらの対策をどのように進めるのか聞きたい。 ・全国的な施設の老朽化に伴い、耐震化等の公共工事の必要性が増していると思うが、その中で、「本市重点施策の推進に係る増員や臨時的増員等、市長が特に必要と認める場合を除き、原則として増員しない」と記載されている。人は増	・公共施設の管理に関わる庁内関係部局が一体となって総合的かつ計画的な施設の維持管理を進めるうえでの基本的な方針として「大阪市公共施設マネジメント基本方針」を平成27年に策定しており、市設建築物については本方針に基づき着実に維持管理・更新等を実施してまいります。

ご意見の要旨	本市の考え方
やさず、仕事は増えるということになるが、本当に効率的な老朽化対策ができるのか。これらの対策をどのように進めるのか聞きたい。	
3 未利用地の有効活用	
・ 市民には、災害時の避難場所、自由に使える集会所、緑化など様々な要望がある。市民の声を聴かずに勝手に市民の財産を売るとはやめるべきだ。	・ 公共施設の供用廃止等により未利用地が生じた際は、他の事業等に活用する需要の有無を確認しております。また、未利用地の売却にあたっては、事前に所在区の地元及び区長と調整を行うこととしています。
・ 地域では災害時の避難場所の確保、自由に使える集会所、緑の少ない大阪市にあって緑化など様々な要求がある。地元の声を聴かずに勝手に市民の財産を売り飛ばすことは反対。特に学校跡地の売却や定期借地には反対。	
・ 「有用性が高く希少な未利用地」を継続保有へ方向性を変更したことは歓迎するがその範囲が狭すぎるのではないかな。 ・ 財政収支概算（荒い試算）で、赤字予想がされているが、赤字解消のため、継続保有を止めて売却することのないよう希望する。「不用品未利用地」も将来世代のため必要な可能性を慎重に判断すべきではないかな。	・ 平成 19 年 6 月に策定した「大阪市未利用地活用方針」に基づき、計画的な売却に重点を置きながら有効活用を図り、財政面において大きな効果をもたらすとともに、その活用を通じて地域課題の解消に向けたまちづくりにも大きく貢献してきました。一方で、特に市内中心部において未利用地のストックが減少し、一定の規模を有する未利用地の希少性が高まっている状況にあります。 ・ 土地保有の必要性とのバランスを考慮する視点が一層必要になっており、将来世代がまちづくりや行政運営に活用できるよう、有用性が高く希少な未利用地については留保財産として継続保有していきます。
・ 今回、希少価値がある一定規模の未利用地について、留保財産として検証する等、対応を見直すこととなったが、他都市と比べて遅すぎるのではないかな。	・ 未利用地については、平成 19 年 6 月に策定した「大阪市未利用地活用方針」に基づき、計画的な売却に重点を置きながら有効活用を図り、財政面において大きな効果をもたらしてきたところです。 ・ 今般、特に市内中心部において一定の規模を有する未利用地の希少性が高まっていることなどの状況を踏まえ、未利用地活用にかかる取扱いを見直すこととしました。
・ 市民の学習施設や高齢者向け介護付公共住宅等が不足している。未利用地をこれらに有効活用すべき。 ・ 市の未利用地について、市民の福祉のために使用させて欲しい。例えば、老人の寄り合い所(ケアマネ、ヘルパーなどの常駐)で安心安全の見守りが可能になる。	・ 未利用地については、まず市内部において、他の事業等に活用する需要の有無を確認します。ご意見のような活用も含め、一義的には施策担当部局で必要性を検討・判断し、全市的観点から決定することとなります。
4 大規模事業等のリスク管理	
・ IR に関連し、土地のリスク（液状化、土壌汚染）について事業者側から指摘され、従来埋立土地利用者に認めてこなかった市による土地改良費負担が生じている。「リスク管理の精度向上」以前に、根本的な仕組みの改革(市民への情報公開の徹底と少数会派を含めた議会での審議)を行う必要があるのではないかな。	・ リスク管理会議の資料や議事要旨等を公表し、市民への説明責任や情報公開の徹底を図ることにより議会での議論につなげています。
・ 夢洲開発など大規模事業の見直しが必要である。コスト、サービスがしっかり検証されているか、それらを有効に機能させることが求められる。	・ リスク管理会議では事業所管所属が実施する事業リスク管理の取組状況を確認・把握するとともに、リスクが顕在化する恐れや本市負担への影響の兆しを市長・副市長へ報告しています。

ご意見の要旨	本市の考え方
・ 本プランの取組期間が2024年度から2027年度までとされているにもかかわらず、2025年開催の万博に関わる事業費などの事業リスクについて記述がないことは理解ができない。事業リスクと対応策はワンセットであり、対応策を含めて明らかにすべき。	・ その報告を基とした本市の財務リスク管理に対するご意見・助言等を有識者からいただき、その過程、資料や議事要旨等を公表し、市民への説明責任や情報公開の徹底を図っています。 ・ 個別事業の事業リスク管理の取組状況や想定リスクの対応策等については、大規模事業リスク管理会議の会議資料等をご参照ください。 大阪市 HP：大規模事業リスク管理会議
5 未収金対策の推進	
・ 未収金残高は放置していても時効が来てどんどん減っていくので、極論、1円も回収できなくても未収金残高は減る。「未収金残高の削減」ではなく、「未収金の回収金額」を目標とすべきではないか。	・ 本市では歳入の確保及び市民負担の公平性の観点から未収金対策を推進しており、法令に基づく適正な債権管理・回収を行うとともに、時効を迎える債権についても、債務承認書の取得など、漫然と時効を経過することがないように最大限の取組を実施しています。 ・ 新・市政改革プランにおいて目標を設定するにあたっては、未収金対策の推進により未収金残高が減少すれば、それに伴って徴収額も減少する傾向にあることから、未収金残高が市全体の未収金対策の進捗状況を把握するための有効な指標と考えています。
・ 大阪市債権回収対策会議の資料を確認すると、未収金の内容は国民健康保険料、市税、介護保険料、生活保護費返還金、学校給食費、大学奨学金貸付金返還金など市民の生活に非常に関わりがあるものが多い。未納となっている原因は生活が厳しい、保険料があまりにも高い等であると考えられる。未収金残高の削減だけを推進すべきではない。	・ 納付資力があるにもかかわらず、自主的に納付いただけない場合は、法令に基づく滞納処分による回収を徹底するなど、未収金対策に取り組んでいるところです。 ・ 一方で、未納の原因が、病気や失業・事業の経営不振など、やむを得ない理由で納付することが困難な場合は、生活や財産の状況を確認したうえで、徴収の猶予や履行延期の特約などの徴収緩和の措置を行うこととしています。
・ 未収金の種類が国民健康保険料や市税、介護保険料、生活保護費返還金、学校給食費や大学奨学金貸付金返還金など多岐にわたる。財産調査や滞納処分、差し押さえを速やかに実施して回収するとなっているが、市民の生活の困難さに寄り添う本来の市役所の役割が果たせないのではないかと。未収金残高を減らすことだけを推進することはやめてほしい。	・ 今後も債務者の実情を踏まえつつ、歳入の確保及び市民負担の公平性の観点から、適正に未収金対策を推進してまいります。
・ 未収金対策は…市民負担の公平性の確保からも不断に進めていくべき」とあるが、大阪市の介護保険料、国保料は全国一高く、「食べば払えず、払えば食えず」が実態である。ここから目を背け、収納率向上だけを目的に徴収行政が暴走する事例が増加している。市としても滞納者の権利保護や生活再建等の援助を第一に位置づけるべきだ。	

ご意見の要旨	本市の考え方
6 施策・事業の点検・精査	
・ 「施策・事業の点検・精査」について、「ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営に取り組むことで」「財政健全化を進めてきた」という記載について、市民にとって必要なものを徹底的に排除してきた結果ではないだろうか。市立幼稚園や市立保育所の廃園や避難所にもなる小中学校の統廃合を行うなど、「ムダの排除」を名目に、市民の福祉よりも財政健全化が優先されてはならない。	・ 平成 24 年に策定した「市政改革プラン」では、これまでの考えややり方にとらわれずに、聖域を設けることなくゼロベースで施策・事業の点検・精査を行いました。 ・ その後の市政改革計画では、新たな価値を生み出すことをめざす「市政改革プラン 2.0」や生産性向上の視点を踏まえた「市政改革プラン 3.0」など、時代に即応した改革の取組が進められてきました。
・ 施策・事業等の点検、検査のほか、コスト、サービスがしっかり検証されているか、それらを有効に機能させることが求められる。	・ 「新・市政改革プラン」（素案）におきましては、「施策・事業の点検・精査」については、効果的・効率的に実施するよう留意しながら、施策・事業自体の必要性、事業内容の有効性などの検証を行い、進めてまいります。